

秋田県公報

告 示

政策課).....1

○生活保護法による医療機関の指定(四四・福祉政策課).....1

○道路区域の変更(四五・道路課).....1

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(二).....2

○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(三).....2

○政治団体の解散の届出(四).....5

○政治団体の収支に関する報告書(五).....5

○公職の候補者の資金管理団体の届出(六).....5

○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(七).....6

その他

○平成二十年度行政書士試験の合格者.....6

秋田県告示第四十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四三・福祉)

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
塚本明デンタルクリニック	塚本 明	能代市花園町六番十号	平成二十年十二月三十一日
石垣歯科医院	石垣 徹郎	雄勝郡羽後町西馬内字裏町百一	平成二十年十二月三十日

秋田県告示第四十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
わかば薬局	有限会社 東北メディスン 代表取締役	北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百三十一	調剤薬局	平成二十一年一月一日

秋田県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年一月二十七日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一		道路の区域			

県道	新	秋田北野田線	秋田市手形字西谷地四〇三番一地先から中谷地三一五番一地先まで	三一・五〇〇～三九・〇〇〇	〇・三七七
	旧	秋田北野田線		〃	一一・〇〇〇～一五・〇〇〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十一年一月二十七日から同年二月九日まで

秋選管告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成二十年十二月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙管理委員会告示

一 その他の政治団体
 イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
柳館一郎後援会	阿部秀夫	柳館藤一郎	鹿角市十和田草木字大畑平四一四	平成二十年十二月二日
和井内貞光後援会	和井内貞光	和井内友子	鹿角市十和田大湯字川原ノ湯二十番地八	平成二十年十二月十日

ロ 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
陽光会	藤井陽光	秋山牧	秋田市中通二丁目一三	衆議院議員	平成二十年十二月二日

ハ 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
陽光会	藤井陽光	秋山牧	秋田市中通二丁目一三	藤井陽光	衆議院議員	平成二十年十二月二日
京野きみこ後援会	秋山光次	山内洋之助	湯沢市表町三二一三	京野公子	衆議院議員	平成二十年十二月十二日

秋選管告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成二十年十二月一日から同月三十一日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称			異動事項		届出年月日
代表者	主たる事務所の所在地	新	旧	内容	
菅大輔後援会		大館市花岡町字神山七十六	新	旧	平成二十年十二月一日
中田じゅん後援会		山木亮子	新	旧	〃
自由民主党秋田県第三選挙区支部	国会議員関係(公職の種類区分)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体衆議院議員	新	旧	平成二十年十二月二日
自由民主党秋田県第一選挙区支部	国会議員関係(公職の種類区分)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体衆議院議員	新	旧	平成二十年十二月三日
自由民主党秋田県由利本荘市第七支部	国会議員関係(公職の種類区分)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体衆議院議員	新	旧	〃
自由民主党稲川支部	会計責任者	大関潤子	新	旧	〃
自由民主党秋田県雄勝郡第一支部	会計責任者	今智鶴子	新	旧	平成二十年十二月八日
自由民主党秋田県第二選挙区支部	国会議員関係(公職の種類区分)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体衆議院議員	新	旧	平成二十年十二月十日
民主党秋田県第一区総支部	会計責任者	寺田耕也	新	旧	平成二十年十二月十七日
自由民主党由利町支部	主たる事務所の所在地	由利本荘市川西字奉行免四十四番地	新	旧	平成二十年十二月二十六日
	代表者	村上亨	新	旧	〃
	会計責任者	高橋信雄	新	旧	〃
	代表者	佐々木富春	新	旧	〃
	代表者	伊藤周平	新	旧	〃
	代表者	佐藤隆興	新	旧	〃
	代表者	滝昭吉	新	旧	〃
	代表者	黒澤健一	新	旧	〃
	代表者	濱屋巧	新	旧	〃
	代表者	金田一卓造	新	旧	〃
	代表者	大館市御成二丁目九十五 佐々木ビル二階	新	旧	〃
	代表者	大館市花岡町字神山七十六	新	旧	〃
	代表者	山木亮子	新	旧	〃

二 その他の政治団体

山本きよひろ後援会	高橋ひろと後援会(元気会)	勝山会	どりかも倶楽部	金田勝年後援会	村岡敏英後援会	二田孝治後援会連合会	高野寛志後援会	獅子の会	みのり川信英後援会	経済調査会
国会議員関係 政治団体の区分 (公職の候補者 の氏名及び公職 の種類)	代 表 者	国会議員関係 政治団体の区分 (公職の候補者 の氏名及び公職 の種類)	国会議員関係 政治団体の区分 (公職の候補者 の氏名及び公職 の種類)	国会議員関係 政治団体の区分 (公職の候補者 の氏名及び公職 の種類)						
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 山本 喜代宏、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 高橋ひろと後援会(元気会)	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 金田 勝年、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 金田 勝年、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 金田 勝年、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 村岡 敏英、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 二田 孝治、衆議院議員	吉田 直儀	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 村岡 敏英、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 御法川 信英、衆議院議員	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政 治団体 衆議院議員 御法川 信英、衆議院議員
国会議員関係政治団体以外の政治団体	高橋ひろと後援会	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	大坂谷 金好	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
〃	平成二十年十二月二十二日	平成二十年十二月十八日	〃	平成二十年十二月十日	〃	〃	〃	平成二十年十二月三日	〃	平成二十年十二月二日

山本きよひろ政策研究会	国会議員関係 政治団体の区分 (公職の候補者 の氏名及び公職 の種類)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 山本喜代宏、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	〃
佐藤邦夫大川地区後援会	会計責任者	佐藤善太郎	浅野淳悦	平成二十年十二月二十五日
佐々木重人と元気な秋田をつくる会	国会議員関係 政治団体の区分 (公職の候補者 の氏名及び公職 の種類)	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体 佐々木重人、衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成二十年十二月二十六日

秋選管告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十年十二月一日から同月三十一日まで

の間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

自由民主党稲川支部	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
大関衛	大関衛	平成二十年十二月九日	平成二十年十二月九日

秋選管告示第五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。
平成二十一年一月二十七日

報告年月日 平成20年12月9日

る支出

50,000円)

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
II 報告書の要旨

収入・支出の内訳
 (ア) 収入の総額 50,046円
 前年からの繰越額 50,046円
 本年の収入額 0円
 (イ) 支出総額 50,000円
 収入・支出の内訳
 (ウ) 支出の内訳
 政治活動費 50,000円
 寄付・交付金 50,000円
 合計 50,000円
 (ウ) うち本部又は支部に対して供与した交付金に係

1 収入及び支出のある団体
(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党稲川支部(平成20年分)

